

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
 全労協・郵政産業労働者
 ユニオン長崎中郵支部
 機関紙「みらい」
 NO. 3924
 19年1月22日(火)
 Fax 095-828-1953

20条裁判勝利で 格差是正の実現を!

おはようございます。
 郵政で働く非正規社員の格差是正を求めてきた「20条裁判」が山場を迎えています。「郵政20条裁判を支える会」のニュースを転載する形で、裁判の現状と課題などを報告します。

今週24日に、12月13日の東日本高裁に続いて、西日本高裁判決が大阪高裁で行われます。大阪高裁判決でさらに大きな勝利を勝ちとり、格差是正の流れを確かなものにしていきます。東西20条裁判の勝利で格差是正の実現をめざします。たまたかの勝利の結果を、郵政で働くすべての非正規社員に広げていきたいと思えます。

東京高裁判決 東京地裁判決よりさらに前進を勝ち取る!

労働契約法20条裁判の高裁判決が12月13日、東京高裁で行われました。

白石史子裁判長は、格差是正を求めていた労働条件のうち、原告全員の年末年始手当および住居手当において正社員との格差全額を、原告一人に有給による病気休暇(4日)を付与していないことは不合理な格差として、日本郵便に対して約167万円の損害賠償を命じる判決を下しました。(別表参照)



東京高裁判決は、一昨年9月14日の東京地裁判決で不合理な格差と認定されたそれぞれの年末年始手当は8割、住居手当は6割と割合適用されていたものを10割適用したこと、地裁判決では判決理由の中で不合理とされた病気休暇の損害賠償を認めなかったこと、地裁判決を上回るものであり、大きな前進を勝ちとった判決です。とりわけ病気休暇の

損害賠償を認めたことは全国でたまたかわれている20条裁判では初の判断であり、画期的なものです。
 また高裁判決では新一般職を比較対象とし、正社員全体が比較対象とした会社

の主張を明確に退けたこと、会社の格差を正當化する根拠の一つである内部登用制度を「その他の事情」として重視しなかつたこと、年末年始という期間の限



定はあるものの臨時的な労働力とは認めなかつたこと、等の判断により合理的の認定と損害賠償を命じました。

高裁判決の前進を支える会に参加する多くの仲間によって勝ちとられたものです。

しかし、地裁判決で不合理と判断されなかつた夏季年末手当(賞与)は残念ながら、今回も認められませんでした。この請求は控訴審で最も重視し、具体的に正社員との金額格差を示したにもかかわらず、「労使交渉・労使自治」を理由に大きな格差を是認しました。



このため原告側はその他の認められなかつた請求項目も含めて、12月25日に上告し、最高裁でのたたかいてなっています。引き続き皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

郵政労契法20条裁判 東京・大阪地裁判決 : 東京高裁判決

手当・休暇	東京地裁 2017年9月14日	東京高裁 2018年12月13日	大阪地裁 2018年2月21日
住居手当	6割支給	10割支給	10割支給
年末年始勤務手当	8割支給	10割支給	10割支給
寒冷地手当	請求せず	請求せず	請求せず
隔遠地手当	請求せず	請求せず	請求せず
扶養手当	請求せず	請求せず	10割支給
夏期・冬期休暇	0	0不合理・(損害賠償X)	判断せず
有給の病気休暇	0	0不合理・損害賠償認める	判断せず
早出勤務等手当	X	X	X
祝日給	X	X	X
夜間特別勤務手当	X	X	X
夏期年末手当(賞与)	X	X	X
外務業務手当	X	X	X
郵便外務業務精通手当	X	X	X

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別!

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。